

## 豊田将樹選手に対するアンチ・ドーピング規則違反の処分に関する補足説明

2024年4月9日

豊田将樹選手弁護団

弁護士 望 月 浩一郎

弁護士 工 藤 洋 治

弁護士 多 賀 啓

2024年4月2日、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のスポーツ仲裁パネルにより、豊田将樹選手に対するアンチ・ドーピング規則違反の処分について判断が下されました。

・ JSAA-DP-2023-001 事件

<https://www.jsaa.jp/award/index.html>

豊田将樹選手の弁護団として、その経緯及び内容を補足説明します。

### 1. 豊田選手の置かれた状況 と その後の調査経過

#### (1) 検査結果と検出濃度

豊田選手は、2022年5月19日早朝に自宅で実施されたドーピング検査（本件検査）の尿検体から禁止物質が検出されたと、その約1か月後（同年6月21日）に、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）から通知を受けました。

豊田選手は、これに先立つ過去7回（うち2回は本件検査の直前半年間）のドーピング検査ではいずれも陰性でした。しかも、本件検査の約2か月前である同年3月11日には、ドーピング検査対象者としてのカテゴリーが1ランク上がった旨の通知を受け、国際レベルの競技者として認められたことを嬉しく思うとともに、その自覚を新たにしたばかりでした。

そのような状況で受けた陽性通知は、豊田選手にとって、まさに青天の霹靂というべき出来事でした。暫定的資格停止処分によって、豊田選手は、これ以後、競技会に出場することはもちろん、コーチの指導を受けることや、チームメイトとともに練習することも禁じられる立場となりました（JADA 規程 10.14.1）。

なお、豊田選手の尿検体からの禁止物質の検出量（1.4 ナノグラム/ml）は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が分析機器に求める最低限の分析精度（2.5 ナノグラム/ml）を下回る濃度とのことでした（すなわち、最低限の分析精度の機器であれば検出されなかったほどの微量だったこととなります）。

#### (2) アスリートに課された立証責任

アスリートの体内から今回のような禁止物質（トレンボロン。「非特定物質」と分類されるもの。）が検出された場合は、原則として4年間の資格停止処分となります。

これを軽減するためには、アスリート側が、次の立証に成功しなければならないこととされています（制度上、立証責任はアスリート側に課されています）。

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| ① 「意図的ではないこと」を立証                  | → 資格停止期間は2年へと短縮 |
| ② 汚染製品に由来すること及び（重大な）過誤・過失がないことを立証 | → 資格停止期間はさらに短縮  |

上記①の立証に関して、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の規程では、アスリートが禁止物質の「体内侵入経路」を立証することなく「意図性の不存在」を立証することは、「理論的には可能である一方で、（中略）証明することができる可能性は極めて低い」とされています（JADA 規程 10.2.1.1 解説、52 頁）。実際にも、「体内侵入経路」を明らかにできていないにもかかわらず「意図性の不存在」を認めた日本アンチ・ドーピング規律パネル又は日本スポーツ仲裁機構の判断事例は、これまで存在しませんでした（国際機関であるスポーツ仲裁裁判所（CAS）では水泳の古賀選手の事案があります）。

また、上記②の立証においては、「体内侵入経路」の立証が不可欠とされています（JADA 規程・付属文書 1（定義）117 頁）。

### (3) サプリメント等からの不検出

豊田選手及び所属チームから依頼を受けた私たち弁護士は、直ちに、豊田選手が摂取していた全てのサプリメントを米国分析機関（※）に送付して検査をしましたが、禁止物質は検出されませんでした。

（※）日本国内には認証分析機関が1つしかなく、JADA が当該機関に委託していることから、競技者側は時間と費用をかけて海外の分析機関に委託をせざるを得ないという事情があります。

そこで、豊田選手が使用していた海外製スキンクリームなどにも調査対象を広げ、これらを米国分析機関に送付して検査をしましたが、やはり禁止物質は検出されませんでした。

これまでの「うっかりドーピング違反」の多くは、禁止物質が含まれていることが表示されていない、あるいは、禁止物質が含まれていないと表示されているサプリメントを摂取することで、意図せずに体内に禁止物質が入った事案です。

豊田選手が摂取していたサプリメントに禁止物質が含まれていなかった事実は、豊田選手がサプリメントの摂取について十分な注意を払っていたことを示しています。

### (4) 海外産の食肉（牛レバー）の可能性

一方、本件検査で検出されたトレンボロンは、筋肉増強効果があることから米国等では肉牛の肥育用に使用されており、海外のレストランで提供された食肉にトレンボロンが含まれていたことが原因で、ドーピング検査で陽性判定を受けたという海外事案も存在しました。豊田選手は、本件検査の直前の時期に海外渡航はしていませんでしたが、海外産牛レバーを自宅近辺のスーパーで購入し、これを調理して食べて

いた事実がありました。

そこで、弁護団において、専門家へのヒアリングや文献調査等をおこなった結果、肉牛に使用されたトレンボロンは当該牛の肝臓（レバー）に残留しやすいことや、輸入食肉は全量検査がされているわけではなく、国内に流通している牛レバーに一定量のトレンボロンが含有している可能性も否定できないこと等が分かりました。

もっとも、豊田選手が本件検査前という過去の時点で実際に食べた食肉それ自体は、もう残っていないことから（陽性判定の通知を受けたのは、本件検査の約1か月後のことです。）、検査のしようがありません。さらに、豊田選手が本件検査前に利用していたスーパーでは、その後に海外産牛レバー商品の取扱いを終了していたという不運も重なりました。

そこでやむなく、弁護団は、豊田選手が本件検査前に食していた海外産牛レバー等とできる限り近いものと思われる商品11種を集め、これを分析機関で検査しましたが、残念ながらトレンボロンの検出には至りませんでした。

しかしながら、弁護団としては、上記の知見や調査結果に照らせば、豊田選手の「体内侵入経路」としては、海外産の食肉（特に牛レバー）以外には考えられないと判断し、これを規律パネルの審理において主張しました。

## 2. 規律パネルの決定 = 「意図的でないこと」を認定

スポーツ仲裁パネルの仲裁判断の10ページにおいて、第8の1「(1) 原決定」として紹介されているとおり、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、本案件について、審理の結果、2024年1月5日に、以下内容の判断を下しました。

### 【日本アンチ・ドーピング規律パネルの判断（要旨）】

- 1) 豊田選手側において、禁止物質（トレンボロン）の体内侵入経路を確定的に証明できたとは認められない。
- 2) しかしながら、以下の各事実を考え合わせると、豊田選手による禁止物質（トレンボロン）の摂取が「意図的」でなかったことを証明できたものと判断する。
  - ・過去7回ドーピング検査がいずれも陰性で、本件検査の2か月前にRTPの登録対象となったという事情
  - ・トレンボロンが400mH走の競技特性に必ずしも「適合」した物質とは考えにくいこと
  - ・本件検査後において禁止物質の摂取経路に全く身に覚えがないとして狼狽・困惑した豊田選手の反応
  - ・豊田選手が多大な労力・費用・時間をかけてその摂取経路（体内侵入経路）の分析・検証を試みたこと
  - ・トレンボロンが残存する食肉を豊田選手が摂取したことによりトレンボロンが豊田選手の体内に入った論理的な可能性は否定できないこと

日本アンチ・ドーピング規律パネルが、「摂取の対象となった食肉やその摂取日時、摂取分量がより具体的なレベルで特定されなければならない」として、豊田選手が本件検査前に摂取したと主張する食肉にトレンボロンが残存していたことに由来するとの認定はできないと判断したことは誠に遺憾です。

一方で、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、証拠と事実を詳細に分析し、「豊田選手は、決して、禁止物質（トレンボロン）を意図的に摂取したものではない」という点は、正しく認定しました。「体内侵入経路」の証明はないとしながら「意図的でない」こと（前記のとおり JADA の規程上「証明することができる可能性は極めて低い」とされています。）を認めた、日本国内における初めての判断事例でした。

これにより、豊田選手の資格停止期間は2年間に短縮され、しかも審理の終結までに時間を要したことを理由として資格停止期間の始期が1か月繰り上げられたことによって、資格停止期間が2024年5月20日までとなり、パリ五輪に挑戦するチャンスが得られることを意味する内容でした。豊田選手にとっては、長く暗いトンネルをようやく抜け、出口の光が見えることとなる決定でした。

### 3. 日本アンチ・ドーピング機構（JADA）による不服申立て

日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対する不服申立期間は21日間ですが、豊田選手は、不服申立てをすることなくその確定を待ちました。

ところが、期間満了の1日前である2024年1月25日、JADAにより、不服申立てがされました。不服申立ての理由は、規律パネルが意図的でないと認めたことと、処分期間の始期を1か月早めたことは、いずれも誤りであるというものでした。

豊田選手は、再び、出口の見えない状況へと戻されてしまいました。

### 4. スポーツ仲裁パネルの決定 = JADA の不服申立てを棄却

日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対する不服申立てがされた場合は、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のスポーツ仲裁パネルによって、審理がされることとなります。

私たち弁護士は、スポーツ仲裁パネルに対して迅速審理の上申をするとともに、規律パネルの判断内容が正当であることを主張しました。

スポーツ仲裁パネルは、2024年3月19日の審問期日を経て、同年4月2日、JADAの不服申立てをいずれも棄却する旨の判断を下しました。

スポーツ仲裁パネルの判断の要点は、以下のとおりです。

#### 【スポーツ仲裁パネルの判断（要点）】 ※仲裁判断の17ページ

「本件では、被申立人（注：豊田選手のこと）がトレンボロンを摂取する動機を欠くことが客観的に示されたことに加え、本件検査後及び検査結果通知後の被申立人の言動、及び、被申立人側が多大な労力と費用をかけて体内侵入経路を解明するための分析調査を実施したことを総合的に考慮し、被申立人によるトレンボロンの摂取が「意図的」ではなかったことが「証拠の優越」の程度で被申立人によって証明された、と判断する。」

これにより、豊田選手に対する資格停止処分は、2022年5月21日から2年間、すなわち2024年5月20日までとなり、豊田選手は、2024年5月21日以降、競技会に出場することができるようになります。

弁護団といたしましては、上記結果を得られるまでの豊田選手とチーム関係者のご尽力に敬意を表するとともに、今後の豊田選手のご活躍を心より祈念いたします。

以 上